

経 済 産 業 省

20170831貿局第3号
輸出注意事項29第20号
経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成29年9月8日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「化学物質の輸出承認について」の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成29年9月15日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第3号）

改 正 後				現 行			
1～6 （略）				1～6 （略）			
別紙第1				別紙第1			
1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（1）に掲げる貨物（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1-（5）の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。））				1 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（1）に掲げる貨物（ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1-（5）の表の35の3の項の「附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質」の解釈の欄に規定する当該化学物質を含有する混合物又は製剤を含む。））			
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POPs条 約対象	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	分類	POPs条 約対象
(1)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(1)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)
(8) <u>カルボフラン（別名</u> <u>N－メチルカルバ</u> <u>ミン酸2，3－ジヒ</u> <u>ドロ－2，2－ジメ</u> <u>チル－7－ベンゾ</u> <u>〔b〕フラニル）</u>	<u>1563-66-2</u>	<u>駆 除 剤</u>	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	(略)
(9)～(30) (略)	(略)	(略)	(略)	(8)～(29) (略)	(略)	(略)	(略)
(31) トリブチルスズ化合 物（ビス（トリブチ ルスズ）＝オキシ ド、トリブチルスズ ＝フルオリド、トリ ブチルスズ＝メタ クリラート、 <u>トリブ</u> <u>チルスズ＝ベンゾ</u> <u>アート</u> 、トリブチル スズ＝クロリド、 <u>ト</u> <u>リブチルスズ＝リ</u> <u>ノレアート</u> 、トリブ チルスズ＝ナフテ ナートを含む全て）	56-35-9（ビス （トリブチルス ズ）＝オキシド） 1983-10-4（トリ ブチルスズ＝フ ルオリド） 2155-70-6（トリ ブチルスズ＝メ タクリラート） 4342-36-3（ <u>トリ</u> <u>ブチルスズ＝ベ</u> <u>ンゾアート</u> ） 1461-22-9（トリ ブチルスズ＝ク	駆 除 剤	(略)	(30) トリブチルスズ化合 物（ビス（トリブチ ルスズ）＝オキシ ド、トリブチルスズ ＝フルオリド、トリ ブチルスズ＝メタ クリラート、 <u>トリブ</u> <u>チルスズ＝ベンゾ</u> <u>エート</u> 、トリブチル スズ＝クロリド、 <u>ト</u> <u>リブチルスズ＝リ</u> <u>ノリエート</u> 、トリブ チルスズ＝ナフテ ナートを含む全て）	56-35-9（ビス （トリブチルス ズ）＝オキシド） 1983-10-4（トリ ブチルスズ＝フ ルオリド） 2155-70-6（トリ ブチルスズ＝メ タクリラート） 4342-36-3（ <u>トリ</u> <u>ブチルスズ＝ベ</u> <u>ンゾエート</u> ） 1461-22-9（トリ ブチルスズ＝ク	駆 除 剤	(略)

(32) トリクロロホン (別名ジメチル＝2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP)	ロリド) 24124-25-2 (<u>トリブチルスズ＝リノレート</u>) 85409-17-2 (<u>トリブチルスズ＝ナフテナート</u>) <u>52-68-6</u>	<u>駆除剤</u>		(新設)	ロリド) 24124-25-2 (<u>トリブチルスズ＝リノレート</u>) 85409-17-2 (<u>トリブチルスズ＝ナフテナート</u>) <u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
(33) ～ (42) (略)	(略)	(略)	(略)	(31) ～ (40) (略)	(略)	(略)	(略)
(43) <u>短鎖塩素化パラフィン (炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有率が48重量パーセントを超えるものに限る。)</u>	<u>85535-84-8</u>	<u>工業用化学物質</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
(44) ～ (45) (略)	(略)	(略)	(略)	(41) ～ (42) (略)	(略)	(略)	(略)
(46) <u>トリブチルスズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) =オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレート、トリブチルスズ=ナフテ</u>	<u>56-35-9 (ビス (トリブチルスズ) =オキシド)</u> <u>1983-10-4 (トリブチルスズ=フルオリド)</u> <u>2155-70-6 (トリブチルスズ=メタクリラート)</u> <u>4342-36-3 (トリブチルスズ=ベンゾアート)</u> <u>1461-22-9 (トリ</u>	<u>工業用化学物質</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	

<u>ナートを含む全て)</u>		<u>ブチルスズ＝ク</u> <u>ロリド)</u> <u>24124-25-2 (ト</u> <u>リブチルスズ＝</u> <u>リノレアート)</u> <u>85409-17-2 (ト</u> <u>リブチルスズ＝</u> <u>ナフテナート)</u>							
(47)	(略)	(略)	(略)		(43)	(略)	(略)	(略)	
2～5 (略)					2～5 (略)				
別紙第2・3 (略)					別紙第2・3 (略)				